

新型コロナウイルス感染拡大対策 中小企業者支援制度



◆新型コロナウイルス対策中小企業応援金（市）

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く中、その影響を受け、売上が大きく減少している中小企業者を応援するため、応援金を給付します。

■対象事業者 / 農林業含む中小企業者

①個人事業者の場合

- ・市内に在住する事業者※事業所の所在は市内外を問いません。
- ・市外に在住し丹波市内のみに事業所を有する事業者
- ・令和2年分所得税または令和3年度個人住民税に係る申告をしている事業者
- ・所得税または住民税において被扶養者でない事業者
- ・事業の収入額が、年金等雑収入および給与収入の合計額より多い事業者

②法人事業者の場合

- ・市内に本社または本店がある事業者
- ・丹波市へ法人市民税の申告をしている事業者

③市税の滞納がない事業者

④令和3年7月1日（木）以前に事業を開始している事業者

■主な要件

令和3年1月から6月までの、いずれかの連続する2カ月間の売上の合計額が、令和元年または令和2年の同じ期間の額と比較し、20%以上減少していること

※平成31年1月2日以降に開業した場合、別途、特例による判定方法があります。

※令和3年1月14日から3月7日までの期間に、兵庫県の要請により時短営業を行い、新型コロナウイルス感染症防止拡大協力金の交付を受けた場合、この応援金の申請はできません。

■給付金額 /

売上額の減少率 20%以上 50%未満・・・10万円

売上額の減少率 50%以上・・・・・・・・・・20万円

■申請方法 / ホームページなどで必要書類をご確認のうえ、原則、郵送にて新産業創造課まで提出してください。

■申請期限 / 令和3年11月1日（月）

◆月次支援金（国）

緊急事態措置に伴う休業・時短営業などの影響で売上が減少した事業者支援金を給付します。

■対象事業者 / 次の①および②のいずれにも該当する事業者

①緊急事態措置にともなう休業・時短営業または外出自粛などの影響を受けている

②令和3年の対象月の売上が、令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少している

■支給額 / 令和元年または令和2年の基準月の売上から令和3年の対象月の売上を引いた差額
※上限は中小法人20万円 / 月、個人事業主10万円 / 月

■対象月 / 緊急事態措置が実施された月のうち、令和元年または2年の同月比で、売上が50%以上減少した令和3年の月

■基準月 / 令和元年または令和2年の対象月と同じ月

■申請方法

インターネット専用フォームから申請



■申請期間

4月・5月分：8月15日（日）まで 専用フォーム

6月分：～8月31日（火）まで

■相談窓口 / 午前8時30分～午後7時00分（全日）

☎ 0120-211-240

企業ガイドブック掲載企業募集！

市内の企業の会社概要・求人情報・採用実績などを掲載した「丹波市企業ガイドブック2022年版」の発行を予定しています。来年度の採用予定があり、掲載を希望する企業を募集します。

■募集期間 / 8月31日（火）まで

中小企業の働き方改革を応援！

「有給休暇の年5日取得」「時間外労働の上限規制」「同一労働・同一賃金」などに取り組む中小企業を支援しています。

■対象者 / 中小企業

■支援内容 / ①電話による相談※平日午前9時～午後5時②企業訪問支援※1社原則3回まで無料③相談会やセミナー・勉強会などへの講師派遣※無料

■申込期間 / 令和4年3月10日（木）まで

【申問】兵庫働き方改革推進支援センター

☎ 0120 - 79-1149